

平成20年 4月 1日

平成22年12月 2日改訂

平成24年 3月23日改訂

裁判員量刑検索システム

データ登録のルール

最高裁判所事務総局刑事局

【目次】

	頁
第 1 総論	
1 データ登録の対象事件	1
2 登録すべきデータの単位	1
3 登録すべき事件種 (編)	1
4 処断罪と量刑因子	2
5 データの正確性, 均質性及び検証可能性並びに相当性	2
第 2 各論	
1 殺人編	3
2 傷害致死編	1 4
3 強盗致死傷編	1 7
4 強姦編	2 1
5 放火編	2 4
6 危険運転致死編	2 7
7 薬物編	3 0
8 銃刀法編	3 4
9 その他編	3 7
1 0 上訴欄	4 1

第1 総論

1 データ登録の対象事件

裁判員量刑検索システム（以下「本システム」という。）は、主として、評議において裁判員に提供すべき量刑資料を迅速に作成することを目的に開発された。したがって、データ登録の対象となる事件は、有罪判決が宣告された裁判員裁判対象事件が中心である。

ただし、それに該当しない事件のうち、裁判官によるデータ参照のニーズが高いと思われる法定合議事件の一部（強姦、非現住建造物等放火等）も対象としている。これは、本システムの運用開始に伴い、データの入力を停止した新量刑検索システム（ただし、既存データを利用した検索は可能。）が、これまで全合議事件を対象として運用されていたことを考慮したものである。

なお、裁判員法3条に基づき、裁判員裁判対象事件から除外された事件についても、データ登録の対象となる。

2 登録すべきデータの単位

本システムのデータは、被告人単位及び主文単位で登録する。

したがって、主文が2個以上ある場合は、刑の最も重い（刑が同じ場合は、犯情の最も重い）主文の処断罪に対応する事件種（編）に登録する。

なお、差戻し審については、別途、新たな事件として登録する。

3 登録すべき事件種（編）

処断罪を基準に登録すべき事件種（編）を選択する。すなわち、当該事件の処断罪が各事件種（編）の処断罪欄に選択肢として設定されている事件種（編）にデータを登録する。

例えば、殺人と現住建造物等放火の併合罪の場合、殺人が処断罪であれば殺

人編に登録し、現住建造物等放火が処断罪であれば放火編に登録する。

4 処断罪と量刑因子

本システムにおいては、登録する量刑因子などのデータ内容は、処断罪に関するものを中心とする。

そこで、基本タブには、原則として、処断罪に関する量刑因子などを入力し、処断罪以外の罪については、主要な罪に限り、必要に応じて、その概要を補助タブに入力する。

5 データの正確性、均質性及び検証可能性並びに相当性

本システムについては、検察官及び弁護人にも開示し、直接利用してもらうこと、本システムのデータが、裁判員、検察官及び弁護人といった裁判所外部の者にも参照されることにかんがみれば、登録データについては、正確性、均質性及び検証可能性が要求される。

そこで、データ登録に当たっては、原則として判決文に記載されている範囲内で登録することとし、その際は、本書に記載のルールに従っていただきたい（システム上の入力チェックが働き、エラーメッセージが表示された場合には、それに従う。）。

また、同じ理由から、検索対象データの相当性も要求されるため、上訴中として登録したデータについては、事件が確定した後、上訴審結果（①第一審維持、②2項破棄、③その他の破棄（その他の破棄のうち有罪自判の場合は、その結果等の上訴審データの登録を含む。））をデータに反映させる仕組みとしていることから、このためのデータ更新作業も遺漏なく行っていただきたい。

第2 各論

1 殺人編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

(ア) カレンダー機能を起動して、該当日をクリックして入力する。元号をドロップダウンから選択し、年月日を数値（半角）で直接入力することもできる。

(イ) 初期値として、作業当日が自動表示される。

(ウ) 必須入力項目である（仮登録時を含む。）。

イ 裁判所

(ア) 初期値として、ログインしたIDに対応する裁判所名（本庁又は支部名を含む。）が自動表示されるため、通常は入力の必要はない（ただし、上訴審データを登録する場合は、高等裁判所又は最高裁判所をドロップダウンから選択する必要がある。）。

(イ) 初期値を変更する必要がある例外的な場合のみ、裁判所名（本庁又は支部名を含む。）をドロップダウンから選択する。

(ウ) 必須入力項目である（仮登録時を含む。）。

ウ 事件番号等

(ア) 元号はドロップダウンから選択する。

なお、初期値として、作業当日の元号が表示される。

(イ) 年は数値（半角）で直接入力する。

なお、初期値として、作業当日の年が表示される。

(ウ) 符号はドロップダウンから選択する。

なお、初期値として、「わ」が表示される（ただし、上訴審データを登録する場合は、「う」又は「あ」が表示される。）。

- (エ) 号は数値（半角，5桁以内）で直接入力する。
- (オ) 被告人が複数の場合には，右端の欄に公判調書で用いた被告人の符号（半角，1文字）を直接入力する。
- (カ) 必須入力項目である（仮登録時を含む。）。
- (キ) 複数の事件を併合した場合は，処断罪に関する事件番号を入力する。

エ 判決

- (ア) 刑種の選択や年月，金額等の入力については，基本的に刑法上の制限に服する。
- (イ) 主文が2個以上ある場合の取扱いについては，第1（総論）の2（登録すべきデータの単位）に記載のとおり。ただし，ここで入力しなかった主文の存在及びその内容については，特記事項に記載する。
- (ウ) 死刑を選択した場合，他の刑種は選択できない。
- (エ) 無期懲役を選択した場合，罰金及び拘留・科料を除いて，他の刑種は選択できない（未決算入は入力できる。）。
- (オ) 有期懲役を選択した場合，年月をドロップダウンから選択する。
- (カ) 不定期刑を選択した場合，左の年月欄に短期を，右の年月欄に長期を，それぞれドロップダウンから選択する。
- (キ) 有期懲役（定期刑を意味する。）と不定期刑の両方を選択することはできない。
- (ク) 罰金を選択した場合，金額（単位：万円）を数値（半角，7桁以内）で直接入力する。

なお，1万円未満の端数については，切り上げる。
- (ケ) 未決算入を選択した場合，日数を数値（半角，5桁以内）で直接入力する。
- (コ) 執行猶予については，3年以下の有期懲役の場合に限り，ドロップダウンから選択して入力する。

なお、罰金に対する執行猶予については、ここでは入力の対象とはしない。ただし、その内容を特記事項欄に入力する。

(サ) 必須入力項目である。

(シ) 刑の免除の場合は、「懲役 1 月，執行猶予 1 年」と入力する取扱いとし、刑が免除された旨を特記事項に記載する。

(ス) 刑の執行の免除又は減軽である場合には、言い渡された刑を入力し、刑の執行が免除又は減軽された旨を特記事項に記載する。

オ 求刑

(ア) 刑種の選択や年月，金額等の入力については、基本的に刑法上の制限に服する。

(イ) 主文が 2 個以上ある場合の取扱いについては、第 1（総論）の 2（登録すべきデータの単位）に記載のとおり。ただし、ここで入力しなかった主文の存在及びその内容については、特記事項に記載する。

(ウ) 死刑を選択した場合，他の刑種は選択できない。

(エ) 無期懲役を選択した場合，罰金及び拘留・科料を除いて，他の刑種は選択できない（未決算入は入力できる。）。

(オ) 有期懲役を選択した場合，年月をドロップダウンから選択する。

(カ) 不定期刑を選択した場合，左の年月欄に短期を，右の年月欄に長期を，それぞれドロップダウンから選択する。

(キ) 有期懲役（定期刑を意味する。）と不定期刑の両方を選択することはできない。

(ク) 罰金を選択した場合，金額（単位：万円）を数値（半角，7 桁以内）で直接入力する。

なお，1 万円未満の端数については，切り上げる。

(ケ) 必須入力項目である。

(コ) 起訴された罪と異なる処断罪等のため，求刑欄に表示の刑種に該当す

るものがない場合は、「その他」のドロップダウンから選択する。

- (ハ) 上訴審データを登録する場合（上訴審・自判有罪結果登録画面）は、初期値として「求刑なし」にチェックが入っている。

カ 処断罪

- (ア) 罪名については、必ずいずれか1つを選択する。
- (イ) 組犯法適用については、同法3条又は4条に該当し、刑が加重される場合を選択する。
- (ウ) 必須入力項目である。

キ 処断罪以外の罪

- (ア) 処断罪と科刑上一罪、併合罪の関係にある罪が認定された場合は「あり」を、それ以外の場合（処断罪と包括一罪の関係にある罪が認定された場合を含む。）は「なし」を選択する。「なし」と「あり」は、択一的に必ずいずれかを選択する。
- (イ) 「あり」を選択した場合、主要な罪名のドロップダウンにある罪についてはそれを選択し、ドロップダウンにない罪については「その他」を選択する。

なお、これらは、複数（主要な罪名は4つまで）選択できる。

- (ウ) 主要な罪名をドロップダウンから選択した場合には、その各件数を数値（半角、3桁以内）で入力する。

なお、処断罪と科刑上一罪、併合罪の関係にある罪（処断罪以外の罪）が複数認定され、それらの罪が主要な罪名のドロップダウンにある場合は、それぞれの罪の件数を入力する。

- (エ) 必須入力項目である。

ク 減軽事由

- (ア) 実際に減軽されたか否かに拘わらず、処断罪に関して、各事由が認定された場合に入力する。

(イ) 複数選択できる。

(ウ) いずれも選択しないことができる。

ケ 確定／上訴

(ア) 択一的に必ずいずれかを選択する。

なお、基準日は上訴申立期間経過後の初日（上訴権放棄により確定した場合は、その確定日）とするが、データ登録までに上訴申立が取り下げられて確定した場合は、「確定」を選択する。

(イ) 必須入力項目である。

(ウ) 新規登録時に「上訴中」を選択した事件データについては、事件が確定した後、「確定」に更新する（10（上訴欄）参照）。

コ 上訴審結果

(ア) 新規登録時には、入力できない。

(イ) 入力の方法については、10（上訴欄）を参照のこと。

サ 動機

(ア) 処断罪に関して、主たるものを選択する。

(イ) 複数選択することもできる。

(ウ) 必須入力項目である。

シ 凶器等

(ア) 「なし」と「あり」は、処断罪に関して、択一的に必ずいずれかを選択する。

(イ) 「あり」を選択した場合、処断罪に関して、実行行為に直接使用された主たるものを選択する。

(ウ) 複数選択することもできる。

(エ) 必須入力項目である。

ス 傷害の程度(未遂の場合)

(ア) 処断罪が殺人未遂の場合に入力する（できる）。

- (イ) 加療期間等は、処断罪に関して、ドロップダウンから選択する。
- (ウ) 判決中において該当する事実が認定された場合には、処断罪に関して、入院又は後遺症を選択する。
- (エ) 必須入力項目である。

セ 殺意(計画性)

- (ア) 処断罪に関して、いずれか1つを選択する。
- (イ) 判決中においていずれであるか認定されていない場合は、いずれも選択しないこともできる。

ソ 被害者の落ち度

- (ア) 「なし」と「あり」は、処断罪に関して、いずれか1つを選択する。
- (イ) 「あり」を選択した場合、「大きい」を選択できる。
- (ウ) 判決中においていずれであるか認定されていない場合は、いずれも選択しないこともできる。

タ 共犯関係等

- (ア) 処断罪に関して、「単独犯」と「共犯」は、択一的にいずれかを選択する。

なお、単独犯には、狭義の共犯（教唆犯及び幫助犯）が存在する正犯を含む。

- (イ) 共犯を選択した場合、共犯形態（実行共同正犯、共謀共同正犯、教唆犯又は幫助犯）のいずれか1つを選択する。
- (ウ) 「実行共同正犯」又は「共謀共同正犯」が選択された場合、「主導的」又は「従属的」のいずれかを選択できる。ただし、いずれであるか認定されていない場合には、いずれも選択しないこともできる。
- (エ) 「共犯」を選択した場合、特に犯行の組織性が認定されていれば、「組織的」を選択する。
- (オ) 必須入力項目である。

チ 被告人から見た被害者の立場

(ア) 処断罪に関して、必ずいずれか1つを選択する。

なお、複数に該当する場合も、より関係性の強いものを選択する。

(イ) 必須入力項目である。

ツ 被告人の懲役前科等

(ア) 「累犯あり」とは、処断罪との関係で累犯が成立する場合を指す。

(イ) 「同種あり」とは、処断罪と同種であることを指し、同種懲役前科の罪名を主要なもの3つまでドロップダウンから選択する。なお、同種であるかどうかは、この罪名のドロップダウンに入っているか否かで判断し、同種懲役前科の罪名に同じものが複数ある場合は、1つ選択すれば足りる。

(ウ) 「執行猶予中」と「仮釈放中」は、処断罪の犯行時を基準に、該当するいずれか1つを選択できる。

テ 被告人の反省

「反省あり」とは、処断罪に関して、被告人に真摯な反省が認定された場合を指す。

ト 被告人の年齢

(ア) 被告人の年齢は、処断罪の犯行時を基準に、数値（半角、14以上、3桁まで）で直接入力する。

(イ) 被告人の年齢が不明な場合は、不明を選択する。

(ウ) 必須入力項目である。

ナ 被害者等の処罰感情

(ア) 処断罪の被害者等の処罰感情について、処断罪に関して、判決中においていずれかが認定された場合に選択する。

(イ) 判決中においていずれであるか認定されていない場合は、いずれも選択しないこともできる。

ニ 示談等

(ア) 「示談成立」と「被害弁償等」とは、いずれも処断罪の被害者等との間で行われたものを指し、被害者等のうちの一部との間で行われれば足りる。

(イ) 「被害弁償等」とは、示談は成立していないが、被告人側から被害者等へ被害弁償や慰謝等の意味で何らかの金銭の支払いがあった場合を指す。

なお、弁済供託や贖罪寄付は、「被害弁償等」に当たらないが、必要に応じて、特記事項にその旨入力する。

(ウ) 「示談成立」と「被害弁償等」とは、いずれか1つを選択できる。

(エ) いずれを選択した場合でも、金額（単位：万円）は数値（半角，7桁以内）で直接入力する。

なお，1万円未満の端数については，切り上げる。

ヌ 特記事項

(ア) 他に入力すべき項目がないが量刑に影響を与えた事情で特に記すべき事情や他の項目の補足などを簡略化して記載する。

(イ) 原則として全角文字で，50字以内で入力する。ただし，改行しないこと。

(ウ) 入力しないこともできる。

【記載例】

○犯行後，救護措置。

○犯行後，逃亡・罪証隠滅。

○酩酊（アルコール）状態での犯行。

○前刑出所後短期間での犯行。

○犯行の社会的影響大きい。

○社会的制裁を受けた。

○寛刑嘆願書あり。

ネ 事案の概要

(ア) 例文ボタンを押下することで、カ（処断罪）、シ（凶器等）及びタ（共犯関係等）の入力内容に対応して、例文が表示される。

(イ) 表示された例文を加筆・修正し、処断罪の事案の概要を簡潔にまとめる。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果、原則として全角文字で、100字以内で入力する。
ただし、改行しないこと。

(エ) 必須入力項目である。

【記載例】

○路上で被害者の胸をナイフで1回刺して、被害者を殺害した。（例文）

↓（加筆・修正）

「路上で口論となった友人である被害者の腹をバタフライナイフで3回刺して、被害者を殺害した。」

ノ 裁判体

(ア) 裁判員の参加する合議体による判決の場合は「裁判員」を選択する。

(イ) 裁判官のみの合議体による判決の場合は「裁判官」を選択する。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

処断罪と同じ機会に犯した主要な罪とは、例えば、同時に2名を殺害し、殺人罪2件が成立した場合における、処断罪でない方の殺人罪を指す。

(ア) 罪名

a (1)（基本フォーム）のキ（処断罪以外の罪）において、主要な罪名として入力されているものが対象となる。

b ドロップダウンから複数選択することができる。

(イ) 事案の概要

- a (1) (基本フォーム) のネ (事案の概要) における例文を参考に、事案の概要をまとめる。その際、当該罪に対応する量刑因子を抽出して記載してもよい。
- b 原則として全角文字で、300字以内で入力する。ただし、改行しないこと。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

処断罪と別の機会に犯した主要な罪とは、例えば、別々の日時・場所で2件の殺人罪を犯した場合における、処断罪でない方の殺人罪を指す。

複数ある場合は、主要なもの3つにまとめる。その際、例えば、同一又は類似の手口による連続的な犯行については、1つにまとめるなどする。

(ア) 罪名

- a (1) (基本フォーム) のキ (処断罪以外の罪) において、主要な罪名として入力されているものが対象となる。
- b ドロップダウンから複数選択することができる。

(イ) 事案の概要

- a (1) (基本フォーム) のネ (事案の概要) における例文を参考に、事案の概要をまとめる。その際、当該罪に対応する量刑因子を抽出して記載してもよい。
- b 1つの欄につき、原則として全角文字で、300字以内で入力する。ただし、改行しないこと。

【記載例】

○被告人宅で父親である被害者の頭をバットで1回殴って、殺害しようとしたが、未遂に終わった。被害者は、入院加療6か月以上を要する重傷。後遺症あり。被害者の日常的な暴力への怨恨が動機。

○約1か月の間に、連続して10件のひったくり強盗を行った。うち5件

の被害者が傷害を負い、最も重いものは通院加療約1か月。被害総額は約100万円。

2 傷害致死編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。ただし、(ウ)及び(エ)を除く。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。ただし、(ウ)及び(エ)を除く。

カ 処断罪

1 (殺人編) の(1)のカに同じ。ただし、(イ)を除く。

キ 処断罪以外の罪

1 (殺人編) の(1)のキに同じ。

ク 減軽事由

1 (殺人編) の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1 (殺人編) の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1 (殺人編) の(1)のコに同じ。

サ 動機

1 (殺人編) の(1)のサに同じ。

シ 凶器等

1 (殺人編) の(1)のシに同じ。

- ス 犯意(計画性)
 - 1 (殺人編) の(1)のセに同じ。
- セ 被害者の落ち度
 - 1 (殺人編) の(1)のソに同じ。
- ソ 共犯関係等
 - 1 (殺人編) の(1)のタに同じ。
- タ 被告人から見た被害者の立場
 - 1 (殺人編) の(1)のチに同じ。
- チ 被告人の懲役前科等
 - 1 (殺人編) の(1)のツに同じ。
- ツ 被告人の反省
 - 1 (殺人編) の(1)のテに同じ。
- テ 被告人の年齢
 - 1 (殺人編) の(1)のトに同じ。
- ト 被害者等の処罰感情
 - 1 (殺人編) の(1)のナに同じ。
- ナ 示談等
 - 1 (殺人編) の(1)のニに同じ。
- ニ 特記事項
 - 1 (殺人編) の(1)のヌに同じ。
- ヌ 事案の概要
 - 1 (殺人編) の(1)のネに同じ。
- ネ 裁判体
 - 1 (殺人編) の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のアの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

3 強盗致死傷編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。

カ 処断罪

1 (殺人編) の(1)のカに同じ。ただし、(イ)を除く。

キ 処断罪以外の罪

1 (殺人編) の(1)のキに同じ。

ク 減輕事由

1 (殺人編) の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1 (殺人編) の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1 (殺人編) の(1)のコに同じ。

サ 犯行態様

(ア) 処断罪に関して、必ずいずれか1つを選択する。

(イ) 路上強盗，侵入強盗，店舗ねらい，金融機関ねらい，現金等運搬途上ねらい及びタクシー強盗は，事後強盗，昏睡強盗及び利得強盗に該当し

ない場合に選択する。

なお、複数に該当する場合は、並び順が後の方を選択する。

(ウ) 必須入力項目である。

シ 凶器等

1 (殺人編) の(1)のシに同じ。

ス 傷害の程度

(ア) 処断罪が強盗殺人未遂、強盗致傷、強盗強姦又は強盗強姦未遂の場合に入力する(できる)。

(イ) 加療期間等は、処断罪に関して、ドロップダウンから選択する。

(ウ) 該当する事実が認定された場合には、処断罪に関して、入院又は後遺症を選択する。

(エ) 必須入力項目である。

セ 被害額

(ア) 処断罪に関して、金額(単位:万円)を数値(半角, 7桁以内)で直接入力する。

なお、1万円未満の端数については、切り上げる。

(イ) 被害金額が不明又は強盗部分が未遂の場合は、0を入力する。ただし、被害金額が不明の場合でも、同金額が1万円以下であることが明らかな場合は、1を入力する。

なお、被害金額が不明の場合、必要に応じて、特記事項に入力する。

(ウ) 必須入力項目である。

ソ 犯意(計画性)

(ア) 強盗については、処断罪に関して、該当する場合に選択する。

(イ) 殺害については、1(殺人編)の(1)のセに同じ。

タ 共犯関係等

1 (殺人編) の(1)のタに同じ。

チ 被告人の懲役前科等

1 (殺人編) の(1)のツに同じ。

ツ 被告人の反省

1 (殺人編) の(1)のテに同じ。

テ 被告人の年齢

1 (殺人編) の(1)のトに同じ。

ト 被害者等の処罰感情

1 (殺人編) の(1)のナに同じ。

ナ 示談等

1 (殺人編) の(1)のニに同じ。

二 特記事項

1 (殺人編) の(1)のヌに同じ。

ヌ 事案の概要

1 (殺人編) の(1)のネに同じ。

ネ 裁判体

1 (殺人編) の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のアの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

4 強姦編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。ただし、(ウ)を除く。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。ただし、(ウ)を除く。

カ 処断罪

1 (殺人編) の(1)のカに同じ。ただし、(イ)を除く。

キ 処断罪以外の罪

1 (殺人編) の(1)のキに同じ。

ク 減軽事由

1 (殺人編) の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1 (殺人編) の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1 (殺人編) の(1)のコに同じ。

サ 凶器等

1 (殺人編) の(1)のシに同じ。

シ 傷害の程度（致傷の場合）

(ア) 処断罪が集団強姦等致傷，強姦致傷，準強姦致傷，強制わいせつ致傷

又は準強制わいせつ致傷の場合に入力する（できる）。

(イ) 加療期間等は，処断罪に関して，ドロップダウンから選択する。

(ウ) 該当する事実が認定された場合には，処断罪に関して，入院又は後遺症を選択する。

(エ) 必須入力項目である。

ス 姦淫（わいせつ行為）の点

(ア) 処断罪に関して，必ずいずれか1つを選択する。

(イ) 必須入力項目である。

セ 計画性

処断罪に関して，該当する場合に選択する。

ソ 被害者の落ち度

1（殺人編）の(1)のソに同じ。

タ 共犯関係等

1（殺人編）の(1)のタに同じ。

チ 被告人から見た被害者の立場

1（殺人編）の(1)のチに同じ。

ツ 被告人の懲役前科等

1（殺人編）の(1)のツに同じ。

テ 被告人の反省

1（殺人編）の(1)のテに同じ。

ト 被告人の年齢

1（殺人編）の(1)のトに同じ。

ナ 被害者等の処罰感情

1（殺人編）の(1)のナに同じ。

ニ 示談等

1（殺人編）の(1)のニに同じ。

ヌ 特記事項

1 (殺人編) の(1)のヌに同じ。

ネ 事案の概要

1 (殺人編) の(1)のネに同じ。

ノ 裁判体

1 (殺人編) の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のアの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

5 放火編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。

カ 処断罪

1 (殺人編) の(1)のカに同じ。ただし、(イ)を除く。

キ 処断罪以外の罪

1 (殺人編) の(1)のキに同じ。

ク 減輕事由

1 (殺人編) の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1 (殺人編) の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1 (殺人編) の(1)のコに同じ。

サ 被害状況

(ア) 処断罪（現住建造物等放火又は非現住建造物等放火（刑法109条1項）の場合に限る。）に関して、全焼棟数及び一部焼棟数を、数値（半角，3桁以内）で直接入力する。

なお、焼損した建物がない場合は、0を入力する。

- (イ) 処断罪（現住建造物等放火，非現住建造物等放火（刑法109条1項）又は建造物等以外放火の場合に限る。）に関して，認定された焼損面積（単位：㎡）を，数値（半角，5桁以内）で直接入力する。

なお，1㎡未満の端数については，切り上げる。

- (ウ) 処断罪に関して，認定された被害額（単位：万円）を，数値（半角，7桁以内）で直接入力する。

なお，1万円未満の端数については，切り上げる。

シ 所在地

- (ア) 処断罪に関して，いずれか1つを選択する。

- (イ) 判決中においていずれであるか認定されていない場合は，いずれも選択しないこともできる。

ス 燃料使用

処断罪に関して，該当する場合に選択する。

セ 動機

- 1（殺人編）の(1)のサに同じ。

ソ 計画性

- 4（強姦編）の(1)のセに同じ。

タ 共犯関係等

- 1（殺人編）の(1)のタに同じ。

チ 被告人の懲役前科等

- 1（殺人編）の(1)のツに同じ。

ツ 被告人の反省

- 1（殺人編）の(1)のテに同じ。

テ 被告人の年齢

- 1（殺人編）の(1)のトに同じ。

ト 被害者等の処罰感情

1 (殺人編) の(1)のナに同じ。

ナ 示談等

1 (殺人編) の(1)のニに同じ。

ニ 特記事項

1 (殺人編) の(1)のヌに同じ。

ヌ 事案の概要

1 (殺人編) の(1)のネに同じ。

ネ 裁判体

1 (殺人編) の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のアの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

6 危険運転致死編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。ただし、(ウ)及び(エ)を除く。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。ただし、(ウ)及び(エ)を除く。

カ 処断罪

入力が必要なし（常に、危険運転致死として登録される。）。

キ 処断罪以外の罪

1 (殺人編) の(1)のキに同じ。

ク 減輕事由

1 (殺人編) の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1 (殺人編) の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1 (殺人編) の(1)のコに同じ。

サ 危険運転類型

(ア) 処断罪に関して、該当するものを選択する。

(イ) 複数該当する場合は、複数選択する。

(ウ) 必須入力項目である。

シ 被告人車両の種類

- (ア) 処断罪に関して、普通、大型、自動二輪又はその他については、必ずいずれか1つを選択する。
- (イ) 普通を選択した場合はタクシーを、大型を選択した場合はバスを、それぞれ選択することができる。
- (ウ) 必須入力項目である。

ス 常習性

処断罪に関して、該当する場合に選択する。

セ 被害者

- (ア) 処断罪に関して、歩行者、被害車両乗車中、被告人車両に同乗又はその他については、必ずいずれか1つを選択する。
- (イ) 歩行者を選択した場合は、横断歩道上、歩道上、車道上又はその他の場所を選択することができる。
- (ウ) 必須入力項目である。

ソ 被害者の落ち度

- 1 (殺人編) の(1)のソに同じ。

タ 共犯関係等

- 1 (殺人編) の(1)のタに同じ。

チ 被告人の懲役前科等

- 1 (殺人編) の(1)のツに同じ。

ツ 被告人の反省

- 1 (殺人編) の(1)のテに同じ。

テ 被告人の年齢

- 1 (殺人編) の(1)のトに同じ。

ト 被害者等の処罰感情

- 1 (殺人編) の(1)のナに同じ。

ナ 示談等

1 (殺人編) の(1)のニに同じ。

ニ 特記事項

1 (殺人編) の(1)のヌに同じ。

ヌ 事案の概要

1 (殺人編) の(1)のネに同じ。

ネ 裁判体

1 (殺人編) の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のアの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

7 薬物編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。ただし、(ウ)を除く。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。ただし、(ウ)を除く。

カ 処断罪

(ア) 薬物の種類，行為類型，営利目的の有無，既遂・未遂及び麻特法 5 条適用の有無の 5 要素を入力する。

(イ) ドロップダウンから該当する犯行類型を選択し，それでは確定されない要素を補充して，5 要素の入力を完成させる。

なお，次の犯行類型を選択した場合は，麻特法 5 条適用が自動選択される。

- ・ 覚せい剤の営利目的譲渡
- ・ ヘロイン等の営利目的譲渡
- ・ ヘロイン等以外の麻薬の営利目的輸入
- ・ ヘロイン等以外の麻薬の営利目的譲渡
- ・ 大麻の営利目的輸入
- ・ 大麻の営利目的譲渡

(ウ) 必須入力項目である。

キ 処断罪以外の罪

(ア) 処断罪と科刑上一罪，併合罪の関係にある罪が認定された場合は「あり」を，それ以外の場合（処断罪と包括一罪の関係にある罪が認定された場合を含む。）は「なし」を選択する。「なし」と「あり」は，択一的に必ずいずれかを選択する。

(イ) 「あり」を選択した場合，主要な薬物犯罪類型については，カ（処断罪）に準じて入力する。

なお，タブを切り替えることにより，3罪まで入力できる。

(ウ) 「あり」を選択した場合，主要な罪名のドロップダウンにある罪についてはそれを選択し，ドロップダウンにない罪についてはその他を選択する。

なお，これらは，複数（主要な罪名は4つまで）選択できる。

(エ) 主要な薬物犯罪類型又は主要な罪名をドロップダウンから選択した場合には，その各件数を数値（半角，3桁以内）で入力する。

なお，処断罪と科刑上一罪，併合罪の関係にある罪（処断罪以外の罪）が複数認定され，それらの罪が主要な薬物犯罪類型又は主要な罪名のドロップダウンにある場合は，それぞれの罪の件数を入力する。

(オ) 必須入力項目である。

ク 減軽事由

1（殺人編）の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1（殺人編）の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1（殺人編）の(1)のコに同じ。

サ 薬物の数量

(ア) 処断罪に関して，認定に応じ，重さ（単位：g），個数（単位：錠）

又はその両方を、数値（半角、10桁以内）で直接入力する。

なお、1g未満の端数については、切り上げる。

(イ) 未遂の場合も、数量が認定されている場合には、それを入力する。

(ウ) 判決中において認定されていない場合には、いずれも入力しないこともできる。

シ 薬物取引上の地位

(ア) 処断罪に関して、主たるものを選択する。

(イ) 複数選択することもできる。

(ウ) 必須入力項目である。

ス 共犯関係等

1（殺人編）の(1)のタに同じ。

セ 被告人の懲役前科等

1（殺人編）の(1)のツに同じ。

ソ 被告人の反省

1（殺人編）の(1)のテに同じ。

タ 被告人の年齢

1（殺人編）の(1)のトに同じ。

チ 特記事項

1（殺人編）の(1)のヌに同じ。

ツ 裁判体

1（殺人編）の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1（殺人編）の(2)のアの(ア)に同じ。

なお、主要な薬物犯罪類型とその他の主要な罪については、その一方又は両方を入力できる。

ただし、主要な薬物犯罪類型については、複数ある場合でも、主たるもの1類型のみを入力する。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1 (殺人編) の(2)のイの(ア)に同じ。

なお、主要な薬物犯罪類型とその他の主要な罪については、その一方又は両方を入力できる。

ただし、主要な薬物犯罪類型については、複数ある場合でも、1欄につき主たるもの1類型のみを入力する。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

8 銃刀法編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1（殺人編）の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1（殺人編）の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1（殺人編）の(1)のウに同じ。

エ 判決

1（殺人編）の(1)のエに同じ。ただし、(ウ)を除く。

オ 求刑

1（殺人編）の(1)のオに同じ。ただし、(ウ)を除く。

カ 処断罪

1（殺人編）の(1)のカに同じ。ただし、(イ)を除く。

キ 処断罪以外の罪

1（殺人編）の(1)のキに同じ。

ク 減軽事由

1（殺人編）の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

1（殺人編）の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

1（殺人編）の(1)のコに同じ。

サ 動機

1（殺人編）の(1)のサに同じ。

シ 計画性

4（強姦編）の(1)のセに同じ。

ス 発射数

- (ア) 処断罪が発射の場合に入力する（できる）。
- (イ) 処断罪に関して、発射されたけん銃の弾丸数を、数値（半角，3桁まで）で直接入力する。

セ けん銃の数

- (ア) 処断罪がけん銃の営利目的輸入又はけん銃の営利目的輸入未遂の場合に入力する（できる）。
- (イ) 処断罪に関して、対象となったけん銃の数を、数値（半角，5桁まで）で直接入力する。

ソ 被告人の利得額

- (ア) 処断罪がけん銃の営利目的輸入又はけん銃の営利目的輸入未遂の場合に入力する（できる）。
- (イ) 処断罪に関して、被告人が得た対価などの金額（単位：万円）を、数値（半角，7桁まで）で直接入力する。

なお，1万円未満の端数については，切り上げる。

タ けん銃取引上の地位

- (ア) 処断罪がけん銃の営利目的輸入又はけん銃の営利目的輸入未遂の場合に入力する（できる）。
- (イ) 処断罪に関して，主たるものを選択する。
- (ウ) 複数選択することもできる。
- (エ) 必須入力項目である。

チ 共犯関係等

- 1（殺人編）の(1)のタに同じ。

ツ 被告人の懲役前科等

- 1（殺人編）の(1)のツに同じ。

テ 被告人の反省

1（殺人編）の(1)のテに同じ。

ト 被告人の年齢

1（殺人編）の(1)のトに同じ。

ナ 特記事項

1（殺人編）の(1)のヌに同じ。

ニ 裁判体

1（殺人編）の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1（殺人編）の(2)のアの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1（殺人編）の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

1（殺人編）の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 事案の概要

1（殺人編）の(2)のイの(イ)に同じ。

9 その他編

(1) 基本フォーム

ア 判決日

1 (殺人編) の(1)のアに同じ。

イ 裁判所

1 (殺人編) の(1)のイに同じ。

ウ 事件番号等

1 (殺人編) の(1)のウに同じ。

エ 判決

1 (殺人編) の(1)のエに同じ。ただし、(エ)にいう無期懲役には無期禁錮を、(オ)及び(キ)の有期懲役には有期禁錮を、それぞれ含むものと読み替える。

オ 求刑

1 (殺人編) の(1)のオに同じ。ただし、(エ)にいう無期懲役には無期禁錮を、(オ)及び(キ)の有期懲役には有期禁錮を、それぞれ含むものと読み替える。

カ 処断罪

(ア) 主要な裁判員裁判対象犯罪並びにその他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯及び特別法犯の3つの罪名欄のうち、必ずいずれか1つの欄から1つの罪名を選択する。

(イ) 必須入力項目である。

キ 処断罪以外の罪

(ア) 処断罪と科刑上一罪，併合罪の関係にある罪が認定された場合は「あり」を，それ以外の場合（処断罪と包括一罪の関係にある罪が認定された場合を含む。）は「なし」を選択する。「なし」と「あり」は，択一的に必ずいずれかを選択する。

(イ) 「あり」を選択した場合，主要な罪名並びにその他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯及び特別法犯のドロップダウンにある罪についてはそれを

選択し、また、ドロップダウンにない罪についてはその他を選択する。

なお、これらは、複数（主要な罪名は4つまで、その他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯及び特別法犯は各1つまで）選択できる。

- (ウ) 主要な罪名又はその他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯若しくは特別法犯をドロップダウンから選択した場合には、その各件数を数値（半角、3桁以内）で入力する。

なお、処断罪と科刑上一罪、併合罪の関係にある罪（処断罪以外の罪）が複数認定され、それらの罪が主要な罪名又はその他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯若しくは特別法犯のドロップダウンにある場合は、それぞれの罪の件数を入力する。

- (エ) 必須入力項目である。

ク 減軽事由

- 1（殺人編）の(1)のクに同じ。

ケ 確定／上訴

- 1（殺人編）の(1)のケに同じ。

コ 上訴審結果

- 1（殺人編）の(1)のコに同じ。

サ 動機

- 1（殺人編）の(1)のサに同じ。

シ 凶器等

- 1（殺人編）の(1)のシに同じ。

ス 被害額（偽造通貨額、身の代金額等を含む）

- (ア) 処断罪に関して、金額（単位：万円）を数値（半角、7桁以内）で直接入力する。

なお、1万円未満の端数については、切り上げる。

- (イ) 処断罪に関して、被害額がない又は観念できない場合は、入力しない。

セ 計画性

4（強姦編）の(1)のセに同じ。

ソ 常習性

6（危険運転致死編）の(1)のスに同じ。

タ 被害者の落ち度

1（殺人編）の(1)のソに同じ。

チ 共犯関係等

1（殺人編）の(1)のタに同じ。

ツ 被告人から見た被害者の立場

1（殺人編）の(1)のチに同じ。

テ 被告人の懲役前科等

1（殺人編）の(1)のツに同じ。

ト 被告人の反省

1（殺人編）の(1)のテに同じ。

ナ 被告人の年齢

1（殺人編）の(1)のトに同じ。

ニ 被害者等の処罰感情

1（殺人編）の(1)のナに同じ。

ヌ 示談等

1（殺人編）の(1)のニに同じ。

ネ 特記事項

1（殺人編）の(1)のヌに同じ。

ノ 事案の概要

1（殺人編）の(1)のネに同じ。

ハ 裁判体

1（殺人編）の(1)のノに同じ。

(2) 補助フォーム

ア 処断罪と同じ機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

a (1) (基本フォーム) のキ (処断罪以外の罪) において、主要な罪名又はその他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯若しくは特別法犯として入力されているものが対象となる。

b 上記3つの罪名欄のうち、1つ、2つ又は3つすべての欄から選択できる。

なお、主要な罪名については、複数選択することができる。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のアの(イ)に同じ。

イ 処断罪と別の機会に犯した主要な罪

(ア) 罪名

a (1) (基本フォーム) のキ (処断罪以外の罪) において、主要な罪名又はその他の裁判員裁判対象犯罪の刑法犯若しくは特別法犯として入力されているものが対象となる。

b 上記3つの罪名欄のうち、1つ、2つ又は3つすべての欄から選択できる。

なお、主要な罪名については、複数選択することができる。

(イ) 事案の概要

1 (殺人編) の(2)のイの(イ)に同じ。

10 上訴欄

(1) 入力（更新）する情報

ア 確定／上訴

新規登録時に「上訴中」を選択した事件データについては、事件が確定した後、「確定」に更新する。

イ 上訴審結果

第一審判決を基準に、最終審においてそれが維持された場合は「第一審維持」を、破棄された場合は、「2項破棄」又は「その他の破棄」を選択する。

控訴申立が取り下げられて確定した場合は「第一審維持」を、上告申立が取り下げられて確定した場合は控訴審の結果を入力する。

(ア) 破棄結果

「その他の破棄」を選択した場合、破棄結果で「自判」又は「差し戻し・移送等」を選択する。破棄されて第一審裁判所に差し戻された場合は、差し戻し審について、別途、新たな事件データとして新規登録する。

(イ) 自判結果

(ア)で「自判」を選択した場合、自判結果で「有罪」、「無罪・免訴」又は「その他（処断罪登録対象外等）」を選択する。

「その他（処断罪登録対象外等）」は、上訴審で破棄・自判（有罪）されたが、認定された処断罪がデータ登録対象事件ではなくなった場合に選択する（例えば、第一審判決の処断罪は強盗致傷であったが、上訴審で破棄され傷害罪が処断罪として認定された場合等）。

(ウ) 有罪結果登録

(イ)で「有罪」を選択した場合、「有罪結果登録」ボタンを押して、上訴審自判・有罪結果登録画面に移り上訴審判決の内容を本データ登録のルールに従って入力する（上訴審判決内容の入力については、新規登録画面か

らはできない)。

入力の際には、同画面において、第一審参照ボタンを押すことにより、当該事件の第一審データを参照することができる。

なお、特記事項欄については、必要に応じ、「量刑不当」、「事実誤認」、「法令の適用の誤り」、「訴訟手続の法令違反」、「理由不備」など、第一審判決の破棄理由を簡潔に記載する。

また必要に応じて、その要旨を簡潔に記載する。

(記載例)

「量刑不当。」

「事実誤認。原判決は限定責任能力を認定したところ、完全責任能力ありと認定。」

「法令の適用の誤り。量刑に変更なし。」

ウ 更新

上訴審結果がイ(ウ)以外の場合（その他の破棄・自判・有罪以外の場合）については、上訴結果更新画面右上の「更新」ボタンにより更新を行う（イ(ウ)の場合（その他の破棄・自判・有罪の場合）は、上述のとおり、上訴審自判・有罪結果登録画面において、上訴審判決内容を入力し登録することで足りる。）。

エ 上訴審データのみの新規登録

第一審が、無罪又は認定された処断罪がデータ登録対象外事件であったが、上訴審で破棄・自判（有罪）となりデータ登録対象事件が処断罪として認定されたような場合は、第一審データが存在しないためアないしウの手順によることができない。この場合は、最高裁判所事務総局刑事局第二課裁判員手続第二係に連絡の上、上訴審データのみを新規に登録することとなる。

(2) 入力（更新）する者

(1)の作業は、第一審裁判所（複数の刑事部がある庁においては、当該事件の第一審係属部）のデータ登録担当者が行う（上訴審データの登録を含む。）。

(3) 入力（更新）する時期

(1)の作業は、上訴審で確定後、事件記録が第一審裁判所（第一審係属部）に戻る等、上訴審結果が判明した段階で行う。